

自然災害と保険制度

全 遇 賢*

I. はじめに

自然環境は、美しい生活環境を造成しているが、警告なしに私達の生活を破壊することもある。これは、最近、地球温暖化による気候の変化と予想外の地殻変動により、世界各地で台風、洪水、干ばつ、地震、火山などの自然災害の被害が大きくなっているという現実にあらわれている。各種の自然災害による人的、物的被害は、大規模化している。2010年と2011年には中国と日本では、洪水や地震の被害が、台湾、フィリピン、ベトナムでは台風の被害が、インドネシアでは火山活動の被害が大きく発生した。

韓国も例外ではない。気象庁によると、過去50年の間に、韓半島の平均気温は1.5℃上昇した。過去65万年の間に生じた温度変化に比べて10倍以上速いスピードである。これに伴い、過去10年間の平均降水量は1750mmとなり、20世紀の100年間の平均1240mmより41%も増加した。

韓国では過去1年を振り返るだけでも異常気候現象を簡単に確認することができる。昨年9月初め、強風と豪雨を伴う台風ゴンパスが韓半島の西海岸に上陸し、ソウルをはじめとする中北部地域が大きな被害を受けた。冬には嶺東地域に多大な大雪が降り、道路が切断され、村が孤立して船が沈んだ。今年7月末には2日間461mmという記録的な雨が中部圏にあふれて全国的に40人が死亡した。過去であれば異常気象とも言えるほどの気象現象が、今では日常的な事になった。それでも、自然災害に対する国民の意識は、ただ自然の力の素晴らしさを耐えるレベルにとどまっている。

自然災害は予測不可能な大規模な危険性のためにいくつかの国家や国民もそれから自由でない。その被害の大規模性と深刻さに照らして、これを準備するための努力は、いくら強調しても過ぎない。自然災害を予防し、対処するためには徹底な事前の準備が必要なのは自明である。

自然災害は、人為的に完全に根絶させることができない、不可抗力的な要素を持っている。しかし、自然災害の原因となる外部の力を考慮した施設の設計、施工、防御施設の構築、災害発生の事前予測による予防措置、災害発生時の迅速な復旧対策の樹立などによつて災害を防いだり、最小限に抑えることができるのも事実だ。つまり、すべての災害は、事前に注意して管理監督を

編集部注* 漢陽大学校法学専門大学院教授 本稿は2011年10月18日に開催された関西大学漢陽大学第12回シンポジウムの報告原稿に、加筆修正したものである。

徹底にすれば被害を最小限に抑えることができるのだ。

自然災害においては、事前の備えに劣らず事後の回復の努力と保険金の処理というレベルの高い社会的な問題解決方式の導入が要求されている。そこで本論文では、自然災害に対する保険処理の促進という点に焦点を当てた。そして韓国の自然災害の状況や管理、自然災害に対する保険処理の必要性とその現実、今後の課題という手順で論じることとする。

Ⅱ．韓国の自然災害管理の内容

1．韓国の最近の自然災害の状況（特に2010年の状況）

2010年の韓国の自然災害の状況を全体的な被害や災害の特性に基づいて説明すると、以下のとおりである。2010年には韓国は第7号台風の"ゴンパス"など、計22回の自然災害により14人の人命被害と4,268億ウォンの財産被害を受けた。これは最近10年間で平均68人の人命被害と、1兆7,044億ウォンの財産被害の発生と比較して、人命被害は20%、財産被害は25%に相当する。原因別に見ると、大雨7回、暴風6回、大雪5回、台風3回、強風1回計22回発生した。今年の災害の財産被害規模が最も大きい第7号台風“ゴンパス”の被害の特徴を見ると、梅雨の期間中、反復的な先行降雨で土壌が崩れ、地盤が弱まった状態で、強風による街路樹、電柱、信号機などの顛倒で停電被害が発生し、西海の中の養殖場、養鶏場、農家が大きな被害を被り、地下鉄1号線などの5路線の中断で出勤途中の交通問題が発生した。公共施設より私有施設のビニールハウス、果樹などの農作物、水産養殖施設などに被害が集中した。

(1) 期間別の被害

期間別の被害は8.13～8.18豪雨被害で851億ウォン、9.21～9.22豪雨被害で593億ウォン、12.29～1.1の大雪被害で283億ウォン、3.9～3.10大雪の被害で239億ウォン、7.23～7.24豪雨被害で210億ウォンの順に被害が発生した。

(2) 原因別の被害

被害の発生を原因別に見ると、大雨7回、暴風6回、大雪5回、台風3回、強風1回だ。被害額を基準にすると豪雨による被害が1,808億ウォンで42%、台風による被害が1,725億ウォンで40%、大雪による被害が663億ウォンで16%、風浪などによる被害が72億ウォンで2%だった。

(3) 月別の被害

月別では台風により9月9日に最も被害がおおい2,319億ウォンで全体の54%であり、その次は8月8,891億ウォンで21%の被害だった。そして7月、12月、3月だった。

(4) 水系別の被害

水系別被害を見ると、漢江水系で1,039億ウォンの財産被害で24.3%、錦江水系で634億ウォンで14.9%を占めた。

(5) 市道別の被害

市道別被害は、忠清南道が1,344億ウォンで全体の31.5%を占め、全羅北道が759億ウォン(17.7%)、京畿道の被害が750億ウォン(17.6%)で3個の被害が全体の被害の66.8%を占めている。

面積当たりの被害密度は、ソウル特別市が36,690千 km^2 で最も多く、その次は、忠清道の15,577千 km^2 だった。一人当たりの被害密度においては、忠清南道が66ウォンで最も高かった。

(6) 種目別の被害

種目別では公共施設の被害が最も大きく2,077億ウォンの被害で、全体の48.7%を占めている。次が住宅の283億ウォン(6.6%)、農耕地の90億ウォン(2.1%)の順で被害を受けた。公共施設は、その他の施設が394億ウォンで全体の公共施設の被害の18.9%を占め、河川323億ウォン(15.5%)、小河川273億ウォン(13.1%)、沙防施設261億ウォン(12.6%)の順被害を受けた。

2. 韓国の自然災害管理

わが国の実定法は、2009年以前には、他国の法制や保険会社と同様に災害を(自然)災害と(人為)災難に区分して規定していたが、現行の災害管理法では、このような二元的な区別を止揚し、統一的に規定している。

我が国の災害管理システムは、戦争とこれに準ずる事變には、軍と民間防衛機関が担当し、地震、津波、洪水、台風などの自然災害は、建設交通部と行政自治部が引き受けて、火災や爆発事故、大規模な交通事故は、各該当部署の行政機関がその管理を担当している。

韓国で自然災害に備えをするための最良の方法は、伝統的な民官軍合同連絡体制や事前の防災努力である。ところが最近では、最新の電子機器、通信手段を活用しようという議論も活発だ。山火事、洪水、地震、津波などは、急速に発生する特性があり、初期に迅速に対応しなければならぬからだ。山火事監視員、気象庁の職員等の災害對備職員の活動状況を、電子機器などに入力して、中央統制所で、その行動範囲を熟知していれば、危機発生時の初期の迅速な対応方案用に活用できるだろう。具体的にはGPSとU-ICT技術を利用して、山火事監視員の活動領域をリアルタイムで管理して、山火事の発生時の緊急ボタンを操作して、山火事発生時の状況室に送信することで、正確かつ迅速に山火事の発生した位置を中央制御場所に知らせるのだ。この技術は、平均の位置座標の誤差の値が5mのGPSモジュールを搭載したCDMA通信統合機器で位置座標をリアルタイムで運用CDMA管制サーバーに転送して、Web-GIS上に正確な位置を表すようにしたのだ。スマートフォンを利用して、動画や写真を転送し、初期対応することも、新技術ということだろう。

現在の災害の復旧費支援(災害支援金)制度は、災害や安全管理基本法に基づき、国や地方公共団体が、自然災害を被った個人の身体的、財産的損失について、支援する制度である。これは、ターゲット別に負担額や負担率を定め、災害の評価(1等級-350等級)ごとに支援金を算定して支給するものである。100%無料でされていないのは、このような支援金を政府が全額補償するというのが、国家財政の悪化を招き、被害住民の政府依存意識を助長させる。そのうえ被害を助長したり、誇張して報告するためのモラルハザードへの懸念もある。すべての損害を国家が補償すると自律的な損害防止活動も阻害される。

Ⅲ. 自然災害の保険処理の必要性和現状

1. 自然災害の保険処理の必要性

最終的にどのような災害でもその被害者自らが損害を事前に防止したり、事後補償する仕方を用意するのが自律と責任の原則という近代の理念に最も適している。

現在、政府の被害復旧費支援の形は、被災者の救援のための支援、公共施設の復旧費支援、私有の施設物の復旧費支援などだ。住宅、農地等の私有施設の復旧費支援は、支援の対象拡大と金額の増額の要求が大きくなっており、それに伴い、政府の財政負担が加重される問題がある。

自然災害の場合、政府の支援は、飲み水、毛布、衣類等だ。小さな村単位であれば大きな負担といえないが、広い被害地域又は洪水などの大規模な災害であれば、政府や地方自治体の財政に大きな圧力になる。また、支援の方法においても、建築を代行してくれるなど、本格的な回復の方法をとるなら、その資金の負担が大きくなるという問題が生じる。

復旧費の完全無償サポートは、いつものように、住民自身による損害防止努力を弛緩させる問題が伴う。すなわち、自然災害の場合、自発的に災害を回避しようとする意思が必要だが、これらの防止の行為を期待することが困難又は、その防止の意志が不足している場合もあるので政府の支援の形に依存することはできないということだ。それから、農作物災害保険の場合と同様に、政府の支援の方法を完全に無償方式ではなく、間接的な支援方法（一部の対応方式）に変更することが望ましい。

それで災害支援の場合、モデル事業種目の住宅、温室、畜舎から一定の期間の公告を経て、無償の回復方式を廃止して、災害対応の3ストライクアウト等を行う必要がある。

そして自然災害リスクの保険契約は損害保険でカバーされなければならない。さて、このような保険を積極的に誘致するのは保険会社の損害率と被害の大規模性を考えると、容易ではない。常習浸水地域等の保険加入は非常に難しく、自然災害による被害は、政府の支援金に依存することがほとんどだからだ。

自活、自立の意志を強化促進する方策として、保険又は共済加入を強制する必要もある。日本の場合でも、農業共済に加入していない農家が自然災害を被ったときの一般的な災害時に、小規模農家に対する政府の支援は行われません。もちろん、自然災害の地域のための保険加入の問題については、政府の保険加入支援の役割確立、極めて危難度の高い地域だけ保険に加入している逆選択の防止、任意保険にするのか義務保険にするかの選択、保険料率の策定という具体的な解決方策を用意しなければならない（担保危険、保険対象、保険条件、保険料率水準の検討）。特に、保険の初期の段階では、関連統計資料不足のため、試験的に対象規模を限定的に定め、実施し、その結果に応じて徐々に拡大することをお勧めすると思う。自然災害・災害の保険に加入することにし、災害発生時に保険金で補償する方法を講じる場合、保険料率は、一度全体地域を行政区域と危険度に応じて定め差分料率を適用しなければならない。ただし、導入初期には、資料の不備などを考慮し、リスクが非常に高い地域を除いては、平均的な保険料率を適用できるようにするのが当然な道理だ。料率を計算する場合、保険料の一部負担制を実施し、危険防止を自発

的にするように制度化した方が良い。そして査定の合理的な運営のためには、保険会社の損害査定
の組織や政府の行政組織を連携し、効率的な査定方案を用意して、施設の専門家を長期的に育成
しなければならない。自然災害保険制度が活性化されると、住民自ら所有する施設のリスクに適
切な保険への加入が可能となって自立と責任の原理による自然災害の対比が成り立つことがある。

2. 自然災害の保険処理の現状

今、韓国の自然災害保険は2つの形態で存在する。これは、一般保険約款に加え、自然災害特
約を付加する場合と、独立した自然災害の一般保険約款による場合である。後者が最も好ましい
形ではあるが、まだ独立して、自然災害保険が普遍的に有効にされにくい環境では、前者の形が
避けられない。前者としては、自動車保険約款、住宅火災保険約款があり、後者としては、風水
害の保険約款がある。

韓国の住宅火災保険約款の風水災リスクの特別約款の主な内容は以下の通りです。

(1) 補償損害（約款第1条）。

- ①普通保険約款 第11条（補償する損害）の損害のほか、台風、竜巻、嵐、洪水、津波、氾
濫と同様な風災または水害で保険の目的に生じた損害を補償してくれます。
- ②第1項の場合に会社は、防災や緊急避難に必要な措置として保険の目的のために生じた損
害も補償してくれます。

(2) 補償しない損害（約款第2条）

当社は、以下のような損害は補償いたしません。

1. 保険の目的に生じた紛失または盗難の損害
2. 原因の直接間接に関係なく、地震又は噴火で生じた損害
3. 風浪や水害に関係なく、ダムや堤防が破裂崩れて生じた損害
4. 風、雨、雪、あられ又は砂、ほこりが入ってくることによって生じた損害。しかし、保
険の目的である建物または保険の目的が含まれている建物が風災または水災に直接破損さ
れて保険の目的に生じた損害は補償してくれます。
5. 寒さ、霜、氷、雪で生じた損害
6. 風災の直接間接に関係なく、保険の目的であるネオンサイン装置に電氣的な事故で生じ
た損害やドライ電球のフィラメントだけで生じた損害

と規定している。

また、風水害保険Ⅰ普通約款は、次のように規定している。

(1) 補償する損害（約款第10条）

- ①会社は、本約款に基づいて保険に加入したもの（以下“保険の目的”といいます）が保険
期間中に“保険の目的”が位置している地域に気象特報（注意報・警報）が発令された後、
台風、豪雨、洪水、強風、波浪、津波、大雪の直接の結果として被った被保険目的物の損
害として下の障害の基準に応じて、保険約款の一般条項別表1に定める施設物別最低等級
を超える損害を本約款と消防防災庁長が、告示する損害評価要領により補償させていただ

きます。この時、補償される災害の基準を保険の目的所在地の市郡内の気象観測所（気象庁設置）がある場合、同観測所の測定データで判定し、保険の目的所在地の市郡内の気象観測所がない場合は、保険の目的物の所在の市郡から最も近い気象観測所に表示される測定データで判定します。

<補償される災害の基準>

区 分	基 準
台 風	台風の影響で強風、風浪、豪雨又は津波の現象が、気象庁の気象注意報発効の基準に達する時
豪 雨	12時間の降雨量が80mm に達する時
洪 水	上記の台風、豪雨で山間、河川、湖沼などの水が氾濫して、通常の水路以外の場所に異例的な急激な水位の増加をもたらす時
強 風	陸上で風速14m/s 以上、瞬間風速20m/s 以上になる時。ただし、山地では風速が17m/s 以上、瞬間風速25m/s 以上になる時
波 浪	海上で風速14m/s 以上が3時間以上持続したり、注意波高が3m 以上にされた時
津波	高潮 台風・嵐・低気圧などの複合的な影響で海面が上昇し、気象庁気象注意報発効基準以上になる時。ただし、発効の基準は、気象庁によって地域別に別途指定された値による。
	津波 大規模な海底地震による津波が発生した時
大 雪	24時間の新積雪が5cm 以上になる時

② “災害救助及び災害復旧の費用負担基準などに関する規定” 第2条で定めているその他これらに準じる自然現象（台風、洪水、豪雨、強風、波浪、津波、大雪に限る）の次の各号の場合により発生した損害についても補償してくれます。

1. 気象庁が、気象予備特報を発令している場合
2. 気象特報発令はしていないが、降雨量、風速、波高、高潮などが特報発令基準を超えた場合
3. その他中央および地域の災害安全対策本部会議で災害に決定している場合

③ “災害救助及び災害復旧の費用負担基準などに関する規定” 第3条、第5条及び第6条の規定により、中央災害安全対策本部長が、災害復旧事業に必要な国庫又は地方費支援基準に認めた1項の災害及び強風に準ずる次の各号の損害に対しても補償してくれます。

1. 隣接する2棟以上の保険の対象施設に被害が発生した場合
2. 当該市郡区（自治区をいう）で、5棟以上または当該市（広域市、市をいう）、道で50棟以上の保険の対象施設に被害が発生したものと消防防災庁の確認がある場合

④会社は、第1項から第3項まで保障される危険により損害が発生した場合、契約者または被保険者（保険対象）が支出した損害の防止または軽減のために支出した費用または有益な費用を追加して支給します。

(2) 補償しない損害（約款第11条）

当社は、以下の事由による損害は補償いたしません。

1. 契約者、被保険者（保険対象者）（法人の場合は、その取締役または法人の業務を執行

するその他の機関) またはそれらの法定代理人の故意または重大な過失

2. 風水害が発生したときに生じた盗難または紛失により生じた損害
3. 保険の目的の老朽及び欠陥に生じた損害
4. 風水害に生じた火災、爆発損害
5. 寒さ、霜、氷、あられで起因する損害
6. 堤防などの崩壊で起因する損害、ただ崩壊の直接の原因が、この約款により補償される事故であるときは、補償
7. 浸蝕活動と地下水に起因する損害
8. 保険契約日現在、既に進行中の台風、豪雨、洪水、強風、波浪、津波、大雪による被害
9. 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議などによる損害

自然災害保険の中で風水害保険は定額保険と準実損補償方式を一緒に使用している。つまり、保険加入率を50%、70%、90%の中で選択することにして、広さが50m²以上の住宅は、基準単価(m²当たり)×(50~90)%×住宅面積を計算して実施し準実損補償方式を行っている。住宅が全部破壊された場合、加入金額の50%~90%、半分の破壊は50%、それ以下の破壊時は25%が支給される。農作物保険は、予想収穫量の最大70%または80%が補償され、漁船保険は保険加入金額限度で比例補償しており、漁船員の保険は、介護、傷病、一時補償、障害、遺族、葬儀費、行方不明の給与、所持品の遺失の支払が与えられる。

しかし、保険団体を成立させるためには、多数の同質的な危険性を持った契約者集団がいて、これらの事故発生リスクを平均して保険料率を計算する必要があり、自然災害の場合には、統計が確率論的予測を担保するのに不足しており、その損害の規模もあまりにも大きいので、この補償方式を保険会社が再保険に加入することなく、補償には行き過ぎてしまった場合が多い。また、事故発生後の損害額を測定するための査定(事故受付及び被害事実の確認、被害規模の正確な算定等)にも費用が過多で、自然災害に対する知識も不足している。また、保険事故発生後、損害額の計算と保険金支払いにおいて、多くの紛争が発生するため、保険会社の評判が損なわれる例もひっきりなしで保険契約の活性化が難しい。そして、現在民間の保険会社の自然災害保険の引受は、微々たるものだ。

一方、自然災害で人間の故意又は過失が介入された場合には、不法行為責任ができる。不法行為の法理は、損害分担の公平な処理にあるが、不法行為者の資力が不足なとき、これを補完する制度が必要であり、その重要なことの一つは、責任保険制度である。これに関連する賠償責任保険のうち、ガス事故の賠償責任保険、体育施設業者賠償責任保険、有・導線事業者賠償責任保険、人身の損害賠償特約付火災保険、青少年修練施設賠償責任保険などは義務保険に規定されており、営業賠償責任保険、地方自治団体の賠償責任保険は任意保険になっている。産業災害補償保険法、漁船員及び漁船災害補償保険法は、それぞれの産業災害と漁船関連の人的、物的災害に対する国家的支援(保険料など)に基づき、保険の補償を規定しており、責任保険の補償範囲よりも、その範囲がはるかに広い。

自然災害における最大の問題は、その事故が予測不可能であり、複数の保険の目的で発生し、その被害額が大きいので、そのために、保険会社が資金をあらかじめ準備するのが難しいという点だ。これを補完するために、再保険の加入が必要ですが再保険の場合でも、保険の目的に応ずる損害という方式をとることができないし、比例的再保険（損害率の再保険）の方法を取るのでは、民間再保険会社の参加が低調だ。

IV. 今後の課題

自然災害保険を積極的に推進するに当たっては何よりも、保険加入者の逆選択、モラルリスクを制御しようとする努力がなければならない。災害の保険処理化は、最も望ましいリスク分散装置だが、保険金詐欺などの道徳的な問題を引き起こす手段に転落してはならないからだ。主に常習浸水地域に居住したり、台風の被害が頻繁な地域の住民等のみが、自然災害の保険に自発的に加入すると、自然災害の保険が逆選択を助長する結果になるだろう。また、自然災害においては、損害額過剰評価と被保険者の過剰請求などが予想される。米国の場合でも、自然災害の補償請求で実際にこのような例が多かった。保険の加入形態においては、各国はその国の自然災害の種類や法律体系などを考慮して任意保険または責任保険の形態をとるが、任意保険だけに任せておくことは、災害の国家的な備えという次元では問題である。

つまり、自然災害保険を完全に任意保険契約に任せる場合、保険料負担の過重、逆選択の可能性などのために好ましくない。世界的に見ると、自然災害保険を任意保険の形にしている例も少なくはないが、その限界が多い。イギリス、ポルトガル、ギリシャ、イタリア、ドイツは洪水、地震、山崩などの自然災害リスクを火災保険と家庭総合保険の自然災害特約で担保して、これは任意保険の形態である。オーストリア、フィンランド、スウェーデン、ルクセンブルクでも火災保険自然災害特約で洪水、地震、山崩の危険性に応じて部分的に担保するとか、個人と企業を区別して補償するとかの任意保険である。そして、ほとんどのアジアの国では、自然災害の危険が任意保険に運営されている。例えば、火災保険の洪水の特約で、洪水の危険が任意に担保されているのだ。自然災害のリスクを条件付き義務保険で運営している代表的な国は米国、フランス、スペイン、スイス、ノルウェー、デンマークです。フランスでは、火災保険だけでなく、その他の損害保険（家庭総合保険、自動車保険）も、自然災害特約加入を強制している。

今、すぐにすべての保険の目的のための自然災害保険を義務化するのは難しいので、政府の支援を受けた企業や家計から実施しなければならない。米国の場合、洪水災害防止法（the Flood Disaster Protection Act, 1973, Section 202 (a)）からの財政的な支援を受けた建物などの個人の財産は、洪水保険に加入するようにして、これを履行しない場合、連邦政府が建築や買収の目的にどのような形の融資、贈与、保証、保険、支払い、リベート、補助、災害補助寄付を受け取れない。また、金融監督院が銀行に“住宅ローン自然災害保険の証券模範規準”を勧告し、借り手の保険証券の提出を義務化することもある。洪水保険法第4012aでは、自然災害保険に加入した場合にのみ金融機関の洪水危険地域の住宅や建物の融資ができるようにしている。そのうえ、1994

年に改正された国家洪水保険改革法（the National Flood Insurance Reform Act）では、貸方またはサービス業者の融資担保ローンが適切に保険に加入されていないと判断すれば、洪水保険の加入（force placement）を求めることができる。

もし、建物が特別洪水危険地域（Special Flood Hazard Area、SFHA）内に位置すれば、貸方またはサービス業者が建物の洪水保険に加入して、債務者に保険料を賦課する権限を与えている。通常の保険契約と同様に、自然災害保険でも保険契約の締結を誘導するために、様々な保険の契約方法を講じなければならない。保険代理店、保険ブローカー、保険募集人による方法だけでなく、ホームショッピング専門家を介して保険商品の認知度を高めることが有用であると思う。

また、都市とは異なり、自然災害が頻発する山間地域、農村、漁村の場合には、保障性保険に対する認識が不足するので、貯蓄性の保険にして3～5年の保険期間経過後は失効還付金を支給する保険制度を設けることも必要だろう。

保険の補償方式においては、自然災害時にいくつかのリスクが混在するので、混合的な補償の設定をする必要がある。例えば、人の死亡、傷害後遺障害、建物の破壊などの物的損害と賠償責任の損害を全部担保する総合的な補償内容が約款に規定される場合、総合的填補ができる。

最終的には、自然災害保険の損害保険の場合には、損害保険の本来の趣旨に忠実にし、風水害保険などの自然災害保険の補償の方法は、定額の保険方式より実損補償方式に転換することが望ましい。

自然災害保険を有効にするには、保険契約者に所得控除の恩恵を付与する案も講じることができる。これは、自然災害保険に加入する保険契約者の保障や貯蓄性保険料の一定額の税額控除をすることです。

そして、企業に対して特別なサポートをするならば小商工人に対して試験的にサポートすることが必要である。例えば風水害保険などの自然災害保険の優秀企業の認証を受けた小商工人の施設を保険の目的とし、それに対して保険料を支援することです。小企業および小商工人支援のための特別措置法第10条の2（小商工人育成施策）は、“中小企業庁長は、小商工人の創業を支援し、小商工人の共同事業・事業転換・事業所移転、経営の合理化などの構造の高度化を促進するために小商工人創業者の小商工人に対して起業、経営改善の相談や資金、人材、技術、販売、輸出等の支援施策（以下“小商工人育成施策”という。）を樹立して推進することができる。”と規定している。

ところで、小商工人が民間保険で運営する火災保険風水災特約の小商工人の保険加入率は低調だ。その理由は、まだ自然災害リスクに対する認識が十分ではないからだ。また、風水災特約は、自然災害の危険にさらされる多くの企業が主に加入している風水災が発生して、風水の再特約損害率が悪化して、これはすなわち保険料の増加になり、保険需要者の加入の障壁となっている。保険会社は、自然災害リスクの高い地域や契約者に対し風水災特約引受を拒否するので、最終的には小商工人への保険の供給が制限される。

民営保険会社の火災保険の小商工人（中小企業）引受制限の現状を見ると、業種のリスク特性に応じて、リスクの業種に対して、引受の制限をして、スチロポム製造、スポンジの製造、フェ

ルト及び不織布の製造、ポリウレタンフォーム、およびポムロボ製造、廃棄物焼却場などが引受の制限のものだ。引受制限のものに対しては、自己負担金を、通常の保険金額の10%程度に設定して再補償限度額が保険価額の50%程度に設定して、火災保険ではなく、パッケージ保険で引受するなど、保険の条件を変更して、保険の補償額を減らす方向に行っている。

また、風水害の危険は、地域別のリスク特性に違いがあるので、地域別の引数の制限が適用され、風水害被害が繰り返し発生したり、立地条件が危険なもの、建物の構造が劣悪なものに対しては、引受を制限する。また、建物の地下にあるものは個別審査によって引受するかどうかを決する。

前述したように、自然災害保険でも、自立と責任の原則が適用されなければならない。そして、実損補償をしても、一定の金額は自分で負担するようにすることが望ましい（一部保険の奨励）。自己負担をするようにすることは道徳的な危険性を抑制するために必要で自活の意志を奨励していない災害対応は望ましくないからだ。

V. まとめ

自然災害は予測不可能な大規模な危険性のためにいくつかの国家又は国民もそれから自由でない。また、その被害の大規模性と深刻さに照らすと、これを準備するための努力は、いくら強調しても過ぎない。その自然災害にあっては、事前の備えに劣らず、事後の回復の努力と、保険の補償処理という次元の高い社会的問題解決方式の導入が要求される。どのような災害でもその被害者自ら損害を防止したり、事後補償する案を用意するのが自立と責任の原則という近代の理念に最も適している。復旧費の完全無償サポートは、いつものように、住民自身による損害防止努力を弛緩させる問題が伴う。すなわち、自然災害の場合、自発的に災害から回避しようとする意思が必要で、これらの防止の行為を期待することが困難か、その防止の意志が不足している場合もあるので政府の支援だけに依存することはできない。これらの原則を尊重すれば、自然災害の保険に加入させて、災害発生時保険金で損害填補する方法を目指すべきである。自然災害のリスクの保険契約は損害保険の形態が適当だ。さて、どのような保険の形でも、自然災害保険の契約を積極的に成立させ、活性化することは、保険会社の損害率と被害の大規模性を考えると、現在のところ容易ではない。

このような任意保険の難しさを勘案し、自然災害による被害者の、自立の意志を強化促進する方策の一つとして、保険契約の締結又は共済加入を強制する必要もある。任意保険の限界を克服するための義務保険を講じるのですが制度実施の初期には保険料の支払いなど、若干の過渡的な支援を、政府の支援を受けた企業や家計から実施しなければならない。

今、韓国の自然災害保険は2つの形態で存在する。これは、一般保険約款に加え、自然災害特約を付加する場合と、独立的な自然災害の一般保険約款によるものである。後者が最も好ましい形だ。まだ独立して、自然災害保険が普遍的に有効にされにくい環境では、前者の形が避けられない。前者としては、自動車保険の約款は、住宅火災保険約款があり、後者としては、風水害の

保険約款がある。

保険の団体を成立させるためには、多数の同質的危険性を持った契約者集団がいて、これらの事故発生リスクを平均して保険料率を計算しなければならない。ところが、自然災害の場合には、統計が確率論的予測を担保するのに不足する。また、事故発生後、損害額を測定する査定にも費用がおおく、自然災害に対する知識も不足している。

自然災害における最大の問題は、その事故が予測不可能であり、複数の保険の目的に発生し、その被害額が大きいので、そのために、保険会社が資金をあらかじめ準備するのが難しいのだ。

自然災害保険を積極的に推進するためには、保険加入者の逆選択、モラルリスクを制御しようとする努力がなければならない。

災害の保険処理化は、最も望ましいリスク分散装置だが、保険金詐欺などの道徳的な問題を引き起こす手段に転落してはならないからだ。

そして、一般的な保険契約と同様に、自然災害・災害保険でも保険契約の締結を誘導するために、様々な保険契約の方法を講じなければならない。保険代理店、保険ブローカー、保険募集人による方法だけでなく、ホームショッピング専門家を介して保険商品の認知度を高める、契約締結の方法を考えてみるができる。また、都市とは異なり、自然災害が頻発する山間地域、農村、漁村の場合は、保障性保険に対する認識が不足するので、貯蓄性の保険にして3～5年の保険期間経過後は満期還付金を支給する保険制度を設けることも必要だ。そして、補償方式における自然災害は、損害保険の本来の趣旨に忠実にし、風水害保険などの自然災害保険の補償方式は、定額の保険方式より実損補償方式に転換することが望ましい。